

令和元香南市監査委員告示第 3 号

令和元年 9 月 25 日付け 01 香南監委発第 23 号、令元香南市監査委員告示第 2 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和元年 11 月 6 日

香南市監査委員 岩本 淳

香南市監査委員 有岡 正博

香南市監査委員 宮崎 晃行

令和元年度の定期監査（徴収関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>(1) 中山間地域総合整備事業分担金について</p> <p>平成 29 年度の定期監査における指摘以降債務者への訪問や電話での催告を行うなどの徴収事務に対する取組が改善され、一部の債務者からの納付が確認できた。また、回収が困難と判断した債権は不納欠損処理を行い、適正な債権管理に対する取組が出来ていた。</p> <p>しかしながら、平成 30 年 7 月以降の債務者に対する徴収に関する交渉が全く行われておらず、徴収事務が継続されていなかった。</p> <p>徴収事務においては、債務者の納付に対する意識が途切れることがないように、債務者に対して継続した交渉等を行うことが重要であると考え</p> <p>る。</p> <p>今後は、課内の債権管理体制を見直し、債務者に対する継続した徴収事務に取り組み、適正な債権管理に取り組みたい。</p>	<p><農林課></p> <p>今回の指摘を受け、今後は課内の管理体制の見直しを行うとともに、税務収納課との連携を図り、継続した徴収事務に取り組みます。</p> <p>また、本債権において徴収困難と判断される案件については、債権に適用される法令にのっとり、適正な事務の執行に努めます。</p>
<p>(2) 一時預かり料、保育所使用料について</p> <p>「一時預かり料」に関しては、昨年度の定期監査における債権管理の取組についての指摘以降、過年度滞納分に関しては税務収納課と連携し、督促を行うなどの取組が改善されていた。</p> <p>しかしながら、現年度分においては、「納付がない場合は、滞納者へ直接電話にて催告するなど早期の回収を行う。」との措置報告にもかかわらず、個別交渉記録内容が不十分で確認が出来ない</p>	<p><こども課></p> <p>一時預かり料、保育所使用料は、未入金判明した後の督促に関する通知文書の送付については適切に行っているものの、その後入金されない全ての債務者に対しての訪問や電話連絡が不十分で、徹底できていない状況にありました。</p> <p>個別の交渉記録は、システムへの入力</p>

<p>状況であり、聴取によると電話等での催告も行っていないとのことであり、「保育所使用料」に関しても同様の状況であった。</p> <p>「保育所使用料」においては、本年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、現年度の未収金額は減少すると思われるが、過年度滞納分は回収が厳しい状況になることが推測される。</p> <p>債権管理において、債権を保全し、それを確実に回収するためには、債権についての記録と管理が基本であることから、今後は主管課として、交渉記録等の見直しを行い、課内の債権管理体制を整備し、債務者への交渉を行うなど適正な債権管理に取り組みたい。</p>	<p>により担当課内で情報の共有ができるため、今後は課内での連携体制を整え、一括納付の困難な債務者へは分納による納付を促すなど法令に則った適正な債権管理に取り組むよう指導しました。</p>
<p>(3) 障害福祉医療費高額療養費返納金、高等職業訓練給付金返納金、児童扶養手当過誤払金等返納金について</p> <p>「障害福祉医療費高額療養費返納金」に関しては、平成 27 年度の分納誓約により、納付の意思確認は出来ているが、平成 27 年 3 月の納付が最終となっており、当該年度において納付書を年度当初に 1 回送付したのみであり、債権管理の取組が過去数年にわたり行われていない状況であった。</p> <p>また、調定においては分納誓約の 1 年間分のみの調定金額となっており、残りの収入未済金額が未調定であることが確認されたが、出納閉鎖前に調定変更において調定を行った。</p> <p>調定とは、地方自治法第 231 条の規定により歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し、収入金額を決定する重要な行為であり、収納管理の前提となるものである。調定事務を適正かつ適時に実施することは、収納額の向上及び適正な歳入確保のために必要である。</p>	<p><福祉事務所></p> <p>障害福祉医療費高額療養費返納金については、債務者と直接会い、現在の生活状況と分納金額の妥当性を確認し、債権の適切な回収に努めます。調定については、年度当初に収入未済金額の調定を行います。</p> <p>高等職業訓練給付金返納金については、昨年度において債権の放棄を検討していた案件であります。引き続き資料収集のうえ債権放棄が適当である場合は、本年度内に適切に処理を行います。</p> <p>児童扶養手当過誤払金等返納金については、今後の納付交渉につなげるよう催告書を送付し、債務者の生活状況と分納金額の妥当性を確認し債権の適切な回収に努めます。</p> <p>また、福祉事務所として、職員の債権管理に関する知識の向上を図り、債権の回収状況の進捗を定期的に確認するとともに、過年度債権につきましては、税</p>

<p>「高等職業訓練給付金返納金」に関しては、当該年度において年度当初の納付書送付の記録もなく、過去数年間にわたり、全く債権管理の取組がされていない状況であった。</p> <p>「児童扶養手当過誤払金等返納金」に関しては、連絡があった債務者については、納付書を毎月送付しているものの、その他の債務者については年度当初に、1年分の納付書を1回送付しているのみで、その後の交渉は行っていない。</p> <p>福祉事務所は、一昨年にも指摘を行い、「職員の法的知識に関する知識向上を図り、滞納解消に向けて適正な事務管理を行うよう努めます。」との措置報告であったが、前記のことから、課内の債権管理体制について危惧するものである。</p> <p>今一度、債権の管理について課内全体で協議を行い、職員の債権管理に関する知識習得及び向上を図り、情報共有ができる体制作りが必要であるとする。</p> <p>そのうえで、債務者との交渉を行い、納付指導及び時効中断等の適正な事務管理に努められたい。</p> <p>なお、過年度滞納分については、当該主管課と税務収納課が連携し、債務者の情報共有はもちろん適正な債権管理と組織的な進行管理に努め、回収努力を尽くされたい。</p>	<p>務収納課と連携して適正な債権の回収事務を行うよう努めてまいります。</p>
--	--